

MDASH 自己点検評価委員会規程

(趣旨)

第 1 条 MDASH に関する規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、MDASH 自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 委員会は、数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関する自己点検・評価・公表を実施し、本学におけるプログラムの有効性を評価することを目的とする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 各学部から選出された専任教員各 1～2 名
- (2) 各部署から選出された事務職員 1～2 名
- (3) 委員長が必要と認めた者

2 前項第 1 号ならびに第 2 号委員は、学長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は後任を置くことができる。後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号の委員の中から選出する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め委員長が指名する委員が委員長の職務を代理する。

第 6 条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

(会議)

第 7 条 委員会は委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

2 委員長は委員の 3 分の 1 以上から要求があった場合は、委員会を開催しなければならない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには議長の決するところによる。

(所掌事項)

第 8 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する

- (1) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムのカリキュラム・講義内容の点検評価および改善に関する事項
- (2) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの自己点検に基づき、プログラムの点検評価に関する外部意見の集約
- (3) その他、数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの自己点検評価に関し学長が付託する事項

(委員以外の出席)

第 9 条 必要に応じ、委員以外のものの出席を求め、意見を聞くことができる。

(所管)

第 10 条 委員会に関する事務は、リフォームエデュケーションセンターにおいて行う。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改正)

第 12 条 この規程の改廃は、大学執行部会の議を経て学長が行う。

附則

1. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。